

## 農地利用実態調査を行い ます (農業委員会)

将来の農業経営や農地の活用について、どのように考えていますか。

農業委員会では、「後継者が見つからず、今後、農地をどのように管理していくのか不安だ。」「このままでは遊休農地(耕作放棄地)になってしまう。」「現役を引退するので農地を貸したい。」「新規就農するので農地を借りたい。」など、様々な相談や意見をいただきます。

一度、農地を荒廃させてしまうと、新しい借り手を見つけないのは大変です。

美しい風景を守り、地域の農業が持続的に展開できるように、「個人にとっても地域にとっても貴重な財産である農地を大切に守る」Ⅱ「所有者と作り手を結びつける」Ⅱ「農地利用の最適化」を進めることが必要です。そこで、農業委員会では、8月からあなたが持ちの農地について「今、どのように使われているのか。」「今後、どのように活用していくのか。」「など、お話を聞かせていただいています。

### ○調査方法

農業委員、農地利用最適推進委員が各行政区を順番で個別訪問しています。

○準備するもの  
・転作確認の営農計画書  
・印鑑

※事前に農地の場所や状況の確認をお願いします。

### ○お問い合わせ

産業課 農業委員会 G  
☎(84)2582 (直通)

## 11月は児童虐待防止推進 月間です (健康福祉課)

児童虐待は、子どもの心やからだに大きな傷を与え、時には命にも関わる大きな影響を与え、深刻な問題です。

地域に住むみなさんの気づきが、虐待から子どもを守り、子どもが健やかに成長できるように第一歩になります。

### ○児童虐待とは

「そんなつもりはなかった」と思っても、子どもに有害であれば「虐待」です。

児童虐待は、主に次の4種類に分けられています。

### ○身体的虐待

なぐる、ける、首をしめる、やけどを負わせる、溺れさせるなど。

### ○性的虐待

性的ないたずら、性的行為の強要など。

### ○ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、ケガ病気で病院に連れて行かない。自動車の中に放置する、同居人による虐待を放置するなど。

### ○心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間の差別的扱い、子どもとの前でのDVなど。

### ○虐待が疑われる子どもの様子

子どもの様子から、次の項目にいくつか当てはまる場合は、児童虐待の可能性を考慮する必要があります。

- ・親が迎えに来て、帰りたくなさそう
- ・親に異常にベタベタしたり、逆に無関心だったり
- ・職員にベツタリだったり、逆に警戒心が強すぎたり
- ・びくびくした態度・反応
- ・友達に対し、すぐに手が出る
- ・季節にそぐわない、いつも汚れた衣服を着ている
- ・身長や体重の伸びが悪い、虫歯が多い

### ○虐待かと思ったら

☎189 (いちばやく)  
お近くの児童相談所につながります。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

### ○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G  
☎(84)0006 (直通)

## 個人住民税の特別徴収 (給与天引き)について (町民税務課)

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き(給与天引き)納入していただく制度です。

地方税法等の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主に実施が義務付けられています。

茨城県と県内すべての市町村では、平成27年度から一斉に原則、特別徴収により納めていただくことになっています。

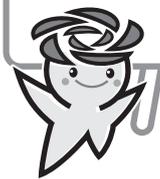
特別徴収の場合、従業員が金融機関に出向く手間が省けるなど、納税者の利便性の向上につながります。

事業主のみなさんには、ご理解・ご協力をお願いします。

### ○お問い合わせ

町民税務課 税務G  
☎(84)1966 (直通)

町の情報をメールマガジンで発信しています。ぜひご登録を!

## 相談

### 生活相談 (総務課)

隣保事業(生活相談員)による生活相談(人権、福祉、教育就業等)を実施しています。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

### ○場所

ふれあいセンター  
堀之内集会所

※各相談所の相談日程については、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

### ○お問い合わせ

ふれあいセンター  
☎(84)3595 (直通)

### 消費生活相談 (産業課)

専門の相談員が町民のみなさんの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。専門の相談員への相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

### ○日時

11月14日(水)  
午前9時～午後4時30分  
(正午～午後1時を除く)

### ○場所

ひばりの里

### ○お問い合わせ

産業課 地域振興G  
☎(84)2582 (直通)